

審査基準・標準処理期間整理票

| | | | |
|-----------------|---|-------------------|-------|
| 処分の内容 | 行政財産目的外使用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 地方自治法 第238条の4 第7項 | | |
| 審査基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当) | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当) | | |
| | 【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 共通審査基準 ○地方自治法 第238条の4第7項 (行政財産の管理及び処分) 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 個別審査基準 ○庁舎、水道施設、下水道施設 ・那覇市上下水道局庁舎等管理規程 第6条、第7条、第8条(別紙参照) ○上下水道局施設における自動販売機設置 ・那覇市上下水道局施設における自動販売機設置に係る事務処理要領 第2条第2項(別紙参照) | | |
| 審査基準 設定年月日 | 年 月 日 | 審査基準 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 標準処理期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当) | | |
| 標準処理期間 設定年月日 | H27年 1月 29日 | 標準処理期間 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 上下水道局 総務課 | | |
| 備考 | | | |

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○那覇市上下水道局庁舎等管理規程

(禁止行為)

第6条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威またはけん騒にわたる行為をすること。
 - (2) 通行の妨害になる行為をすること。
 - (3) 庁舎及び物件を損傷し、庁舎の美観を損し、又は不潔な行為をすること。
 - (4) 庁舎管理者が指定する場所を除き、危険な場所等において喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
 - (5) 正当な理由がなく凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。
 - (6) 職員に面会を強要すること。
 - (7) 庁舎に用務のない者が駐車をすること。ただし、庁舎管理者において必要と認める場合は、この限りでない。
 - (8) 庁舎管理者が指定した場所以外に車両又はこれに類するものを乗り入れ、又は駐車すること。
 - (9) 許可なく撮影、録音、録画又は放送(以下「撮影等」という。)を行うこと。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、情報管理上不適当な行為及び庁内の秩序を乱し公務の円滑な遂行を妨げる行為をすること。
- 2 庁舎管理者は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。

(許可を必要とする行為)

第7条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。
 - (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。
 - (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。
 - (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声器、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為をすること。
 - (6) 撮影等をする(市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの及び市の職員が職務上行うものを除く。)
 - (7) 30人以上の団体見学
- 2 庁舎管理者は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示することができる。
- 3 第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ庁舎使用許可申請書(以下「申請書」という。)を庁舎管理者に提出し許可を受けねばならない。
- 4 庁舎管理者は、許可をするときは、申請者に許可書を交付するものとする。
- 5 庁舎管理者は、前2項の規定にかかわらず、庁舎管理者において、簡易な使用と認めるときには、申請書の提出を省略し、又は許可書の交付を省略することができる。
- 6 庁舎管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は第2項の条件、指示に違反したとき若しくは前条に規定する行為を行ったときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。

(不許可とすべき事項)

第8条 次の各号に該当するときは、庁舎の使用を許可することができない。

- (1) 特定の団体の営利宣伝の目的に使用するとき。

- (2) 特定の宗教活動の用に使用するとき。
- (3) 特定の政治活動の営利宣伝の目的の用に使用するとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (5) 第6条第1項に規定する禁止行為をするおそれがあるとき。

○那覇市上下水道局施設における自動販売機設置に係る事務処理要領

(平成24年3月16日管理者決裁)

(自動販売機設置の基本方針)

第2条 本要領の施行日以降、自販機設置については、「那覇市上下水道局施設における自動販売機設置業者の選定に係る基本方針(平成24年3月16日管理者決裁)」に基づき公募により事業者を選定し、行政財産の貸付けにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、当分の間、公募によらず行政財産の目的外使用許可により対応できるものとする。

- (1) 那覇市母子寡婦福祉会、那覇市身体障害者福祉協会、那覇市精神障害者家族会ふくぎ等、福祉関係団体が従前から設置しているもの
- (2) その他那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるもの